非該当の方へお知らせ

今回あなたの要介護認定の結果は『**非該当**』と判定されました。
介護を必要とする度合（要介護区分）は、下図のように区分されています。

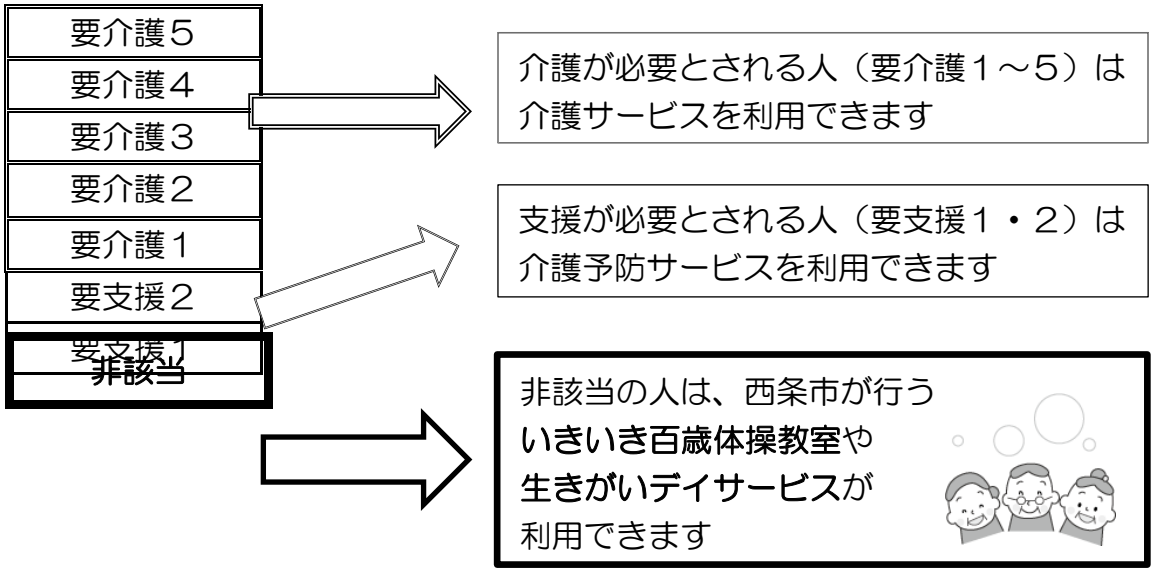

いきいき百歳体操教室……公民館や集会所で行なっている教室に参加して、
口腔や運動の機能向上を目指します。

生きがいデイサービス……65 歳以上の方に送迎・入浴・レクレーション等の
サービスを行います。

お問い合わせは　包括支援課　介護予防係　電話㈹０８９７－５６－５１５１
内線 2349・2359